

<表1> 介護老人保健施設 阿賀の庄 利用料
(通所リハビリテーション用)

平成30年 4月1日より

6時間以上7時間未満

(単位： 円)

要介護度	1日あたり				
	施設利用料 ①	入浴 ②	サービス提供 強化加算※1 ③	介護職員処遇 改善加算※3 (①+②+③+④) X3.4%	合計※4
要介護度1	667	50	18	25	760
要介護度2	797	50	18	29	894
要介護度3	924	50	18	34	1,026
要介護度4	1,076	50	18	39	1,183
要介護度5	1,225	50	18	44	1,337

(介護予防通所リハビリテーション用)

(単位： 円)

要介護度	月あたり			
	施設利用料 ①	サービス提供 強化加算※2 ②	介護職員処遇 改善加算※3 (①+②) X3.4%	合計※4
要支援1	1,712	72	61	1,845
要支援2	3,615	144	128	3,887

* 1 サービス提供強化加算とは介護従事者のキャリアに対する加算で以下の様になります。
①介護福祉士が50%以上配置している場合：要介護者：18円

要支援1：72円 要支援2：144円

* 2 中重度者ケア体制加算とは前年度の利用者数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の30以上の場合に算定できる加算です。

* 3 介護職員処遇改善加算とは、介護人材の処遇改善に取り組む事業者に対し介護職員の賃金改善に充てる事を目的に創設された加算です。

当施設は、県に全ての算定要件が満足する条件で提出する事で準備を進めており料金は
(基本サービス+各種サービス提供加算) x 3.4%で計算されます。

* 4 その他、別紙2、本表に記載されない各種提供加算は、個別に相談させていただきます。